



スポーツクラブ横浜

会員規約

第1条 名称

本クラブは、スポーツクラブ横浜（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条 運営・目的

本クラブは、株式会社横浜スイミングセンター（以下「会社」という）が運営管理する横浜市西区平沼一丁目40番12号所在のスイミングプール、エアロビクススタジオ、トレーニングジムならびにその付帯施設（以下「本施設」という）を利用して、会員の心身の健康の維持および増進を図ると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 会員

会員の種類は次のとおりとし、記名式とする。ただし、法人会員については無記名式とする。また、この会員の種類は会社が適宜変更することができる。

①個人会員 ②家族会員 ③法人会員

第4条 入会

本クラブの入会を希望するものは、所定の申し込み手続きを経た上で会社において審査を行い、所定の入会金等を本クラブに支払い、本クラブより会員証を受領することにより会員としての資格を取得する。

第5条 会員の要件

本クラブの会員は、次の各号の要件に該当するものとする。なお、法人会員については、本条に準じて取扱うものとする。

1. 会員は会社が承認したものとする。
2. 本クラブを利用できるものは、15歳（高校生）以上のものとする。
3. 会員は健康に異常のないものとする。
4. 暴力団、組関係者、刺青等のあるものおよび会社が不適当と認めたものの入会および利用はできないものとする。

第6条 会員の本施設利用範囲

1. 会員は会社の定める諸規則に従い、会社が別に定める曜日と時間帯に限り、会社が別に定める所定の施設を利用できるものとする。
2. 本クラブは、法人会員が本施設を利用するにあたり、利用者が当該法人に属することを証する証明書の提示をもとめることができるものとする。

第7条 入会金

入会金は、会社が別に定める金額とし、第21条但し書きの場合を除き理由の如何を問わずこれを返還しない。

第8条 会費

会費は、会社が別に定める金額とし、所定の方法で支払うものとする。なお、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しない。

第9条 利用料

会員は、本施設を利用する場合会社が別に定める会員種別により利用料を支払うものとする。

第10条 会員証発行手数料

会員証発行手数料は会社が別に定める金額とし、所定の方法で支払うものとする。

第11条 会員証

1. 会社は会員（法人会員を除く）に対して記名式会員証を発行する。
また、法人会員に対しては、法人会員証または会員証に代えてチケットを発行する。
チケットの取扱いは会員証に準ずる。
2. 記名式会員証の使用は記名本人に限る。
3. 会員（法人会員を除く）が本施設を利用する場合は、本クラブ入場の際、フロントに記名式会員証を提示すること。
また、法人会員は会員証またはチケットを提出すること。なお、法人会員は会員証またはチケットを使用した利用者の諸費用、料金の支払いおよびその他一切の行為について連帯責任を負うものとする。
4. 会員は、会員証を他へ譲渡または貸与したり、担保の目的に供したりすることはできない。
5. 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに所定の失効手続きを取ると共に再発行の申請手続きを取ること。失効手続きを怠り、会社に損害を与えた場合は、当該会員は損害の補償をすること。

第12条 変更事項の届出

1. 会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本クラブに届け出なければならない
2. 会員への通知は、必要な場合は、会員から届け出のあった最新の住所に行き、会社は以後の責任を負わないものとする。

第13条 退会

1. 会員が、本クラブを退会する場合は会員証を添付の上、希望月の15日までに所定の書面をもって届け出なければならない。なお、会費、利用料等の未納金のある場合は完納しなければならない。
2. 退会月の会費は、退会が月の途中であってもこれを全額支払わなければならない。

第14条 会員資格の停止および除名

会員が次の各項のいずれかに該当するときは、会社は会員の資格を一時停止または除名することができる。

1. 本クラブの規約およびその他の細則、利用規則に反したとき。
2. 本クラブを中傷・誹謗または本クラブの名誉を著しく毀損したとき。
3. 本クラブに対する諸費用の支払いを滞納し、本クラブからの催告に応じないとき。
4. 他の会員に著しい迷惑を及ぼしたときまたは公序良俗に反する行為があったとき。
5. その他会員としてふさわしくないと会社が認定したとき。

第15条 資格喪失

会員が次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

1. 退会、2. 法人の解散（法人会員のみ）、3. 除名、4. 死亡、5. 第21条に定めるクラブ閉鎖のとき。

第16条 会員資格の譲渡

会員の資格は譲渡、相続その他包括継承できないものとする。

第17条 ビジター

1. 会員は、会員以外のもの（以下ビジターという）を同伴することができる。
2. ビジターの諸費用、料金は別途定める。
3. ビジター同伴の場合は、当該会員は、同伴ビジターの諸費用、料金の支払いおよびその他の一切の行為について、連帯責任を負うものとする。
4. 会社は、必要と認めた場合は、ビジターの施設利用を禁止または制限することができる。

第18条 規約細則の遵守

本クラブの会員およびビジターは、本規約および細則、施設利用規則等を遵守すること。なお、本クラブの施設を利用する際は、本クラブの管理者およびその従業員の指示に従うこと。

第19条 使用の制限

会社は、行事その他必要と認める場合、一定の期間本クラブの施設の全部または一部の利用を制限することができる。

第20条 休日・休業

本クラブの休日は、祝日、年末年始、春季、夏季および会社の定める日とする。また、本クラブが天災地変等の不時の災害を蒙ったとき、あるいは施設の補修または改修をするときは、一定期間本施設の全部または一部を休業または閉鎖することがある。

第21条 クラブの閉鎖

会社は、止むを得ざる事情による場合、相当の予告期間をおいた上、本クラブを閉鎖することができる。会員は、これに関し、何等の異議を唱えず、また、いかなる種類の請求もしないものとする。ただし、この場合、入会后1年未満の場合の入会金は、全額返還するものとする。

第22条 事故等

本クラブの施設内で発生した盗難、障害その他の人的物的事故について、会社は、会員およびビジターなどの利用者に対して、いかなる責任も負わないものとする。

第23条 会員以外の施設利用

会社は、特に必要と認めた場合、当規約に定める会員以外の者に本施設を利用させることができるものとし、会員は、これに関し、何等の異議を唱えず、また、いかなる種類の請求もしないものとする。

第24条 会員の損害賠償責任

会員が本クラブ内で自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害賠償の責に任ずるものとする。

第25条 通知

会社からの会員に対する通知は本クラブ内の所定の場所に掲示する。ただし、随時郵便、電話等により通知する時もある。

第26条 情報の管理

会社および本クラブは会員が入会・在籍・利用に関して知りえた会員に関する情報（以下「会員情報」という）は「個人情報保護の保護に関する法律」の定めに基づき以下のとおり管理するものとする。

1. 会社および本クラブは会員により諸会費および諸費用を回収するため会員の名前・金融機関の口座情報を集金代行会社に提示するものとする。
2. 会社および本クラブは前項に記載される範囲の会員情報を会社および本クラブの運営に利用するほか、前項に定める場合、ならびに公的機関の要請を除き、一切の会員情報を提供、開示しないものとする。

第27条 本規約その他諸規則の改正

本クラブ運営のために必要な具体的事項は、別に会社が細則および施設利用規則等（以下「細則」という）をもって定める

ものとし、会社は必要に応じて本規約及び細則を変更することができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

附則

1. 本規約の改廃は会社が行い、本クラブ内の所定の場所に掲示する方法によって会員に通知する。
2. 本規約は、1998年10月1日制定・発効とする。

2005年 9月1日改正

2017年 7月1日改正

2017年11月30日改正